

『詩経』における法文化研究
(要約)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

学生番号: D150360

氏名: 王曉明

本論文は『詩経』における法文化研究をテーマとする。中国古来の「文史互証」と「詩史互証」の研究方法を用いて、『詩経』という古典文学を研究対象に、作品が現れる立法思想、刑法文化、身分関係、民事法文化、婚姻法、司法制度、礼法の法文化などの内容に焦点を当て、法文化を研究した。そして本研究を通じて文学と法学の学際的研究における「詩法互証」に関する新たな方法と可能性を模索した。

本研究は法文化にかかわる『詩経』の詩篇を調査し、以下の成果を得た。

立法思想については、「明德慎罰」と「礼」に関する詩篇は同数程度存在した。そして立法思想は「頌」、「雅」と「風」の各部分に分散していることから、この立法思想に関する法文化は周の初期、中後期、そして春秋時期にまで貫かれたものと考えられる。これに対して「天命」と「敬天愛民」思想は周の初期と中期まではあったものの、春秋時期になると見られなくなることが確認できた。

刑法文化については、刑法文化に関わる詩篇はどの部分にもあるが、主に「雅」の部分に集中している。刑事法規は「刑」をはじめ、「罪」、「辜」、「讒」、「戾」、「僭」、「愆」、「盗」、「寇」、「賊」、「貪」、「極」、「贖」、「邁」、「收」、「甲兵」などの刑法用語で史書と金文にないものも見つかった。これは本研究における重要な発見である。

身分関係については、史書と異なり『詩経』における身分関係は「士」、「民」、「奴隸」という被支配者階級に属していることが分かった。史書における「士」は、これまで貴族階級に分類されてきたが、『詩経』によれば、これは誤認であることが分かった。さらに「大夫」という金文にない階層が『詩経』にあることが確認できた。また奴隸という階層は西周社会まで残存していたことが分かった。これも本研究にとっての大きな価値のある発見である。

民事法文化については、民事関係の土地所有権、物の所有権、債権制度があったことが確認できた。西周の時代における民法思想、そして取引を規範する債権法など、三千年前にもかかわらず、現代社会の私法理念に匹敵するものである。

婚姻法については、「同姓不婚」、「父母の命、媒酌の言」、「男尊女卑」、「自由恋愛」の婚姻制度に関わる詩篇は「国風」に集中している。古代社会における恋愛婚姻に関する「父母の命」と「媒氏の言」などの制度は厳しいこともあるが、それに反発する思想と考え方は意外にある。自由恋愛を求める詩篇が数多く存在することが明らかになった。

司法制度については、占いなどによる「君権神授」の司法権、「明德慎罰」などの「礼」による司法活動、判例法（判例主義）の司法活動も確認できた。

「法先王」の思想は、司法において先例拘束性のようなもので、判例法の法源であると言えよう。11世紀に始まった欧州の判例法よりも遥かに早かった。古代の司法状況が「任意法」と「判例法」の時代であったことが証明されたばかりでなく、『詩経』の内容も司法活動に活用されていたことも分かった。判例法の判例は人間尊重の理念が主張され、まさに今でも世界に通ずる法文化の理念が育まれていたのである。

礼法の法文化については、「礼法」と「宗法」、「礼」と国家権力の併用が確認された。「礼治」思想と「礼法」観により、伝統的中華法文化の実態が

明白に浮かび上がった。まず、民法の代わりに「礼法」で民法をカバーすることが多く、民事法規の発達しなかった一要因が明らかとなった。

このように本研究を通じて、中国の古典文学と法学の学際的研究における「詩法互証」研究に関する六種類の研究方法が確認できた。すなわち帰納法、対比法、関連法、明言法と隠言法、「借古諷今」法、言内と言外法である。